



阪南市立文化センター及び阪南市立図書館 (愛称サラダホール) 指定管理者募集要項

令和4年5月

阪南市教育委員会

目 次

1	はじめに P 2
2	施設の設置目的 P 2
3	施設の概要 P 3
4	指定の期間 P 3
5	管理運営方針・管理の基準及び業務内容等 P 3
6	応募できる者 P 3
7	指定管理者の募集及び選定スケジュール P 5
8	応募説明会（現地説明会）の開催 P 6
9	質疑および回答 P 6
10	応募申請等 P 6
11	経費に関する事項 P 8
12	選定の方法及び基準 P 9
13	指定管理者の指定及び協定 P 12
14	問い合わせ P 13

1 はじめに

阪南市立文化センター（以下「文化センター」という。）と阪南市立図書館（以下「図書館」という。）によって構成される複合施設（愛称：サラダホール）について、阪南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、平成20年4月から文化センターの施設管理運營業務に指定管理者制度を導入してきました。

このたび、これまで培ってきた本市図書館の良さを継承しつつ、新たな形で文化センターとの複合施設の良さを発揮させるために、令和5年4月から**文化センター及び図書館を一体的に指定管理者により運営することとしました。**

阪南市では、将来の都市像（阪南市総合計画 2022～2034）として、

「共創による新しい地域価値が創造され、誰もが輝ける舞台都市・阪南」の実現をめざしています。市民が主体的に地域に関わり、新たな地域価値を創造するには、誰もが自主的に学び、その成果を活かして人を育て、地域とつながることが求められます。

そこで、これまでになかった新たな発想で文化センターと図書館を一体的に管理運営することで、子どもから高齢者まで、さまざまな人と学び交流できる豊かな環境を構築し、市民にとってかけがえのない居場所を創出できる指定管理者を募集します。

指定管理者には、利用者の視点に立った効率的な運営によって、各施設の条例に掲げた目的の実現に向け、次の4項目を念頭に管理運営の提案をお願いします。

1. 市民（団体）や行政と、どこまで親密なコミュニケーションが図れるか
2. 市民（団体）や行政と、事業を実施する役割を、どこまで分担できるか
3. 市民（団体）や行政と、計画を立案し、どこまで協議しながら実行できるか
4. 市民（団体）や行政と協力し、どこまで新たな発想でチャレンジできるか

文化センターの賑いづくりのための目標値として「大ホールの使用率45%（使用日毎）」「年間施設利用入場者数12万人」、図書館利用の目標値として「利用登録率55%（利用登録者数/住民基本台帳人口）」「実利用率20%（年度内利用者数/住民基本台帳人口）」「年間来館者数18万人」と設定し、生涯学習の拠点であるこのサラダホールで、市民や行政と協力し、共に支えあいながら目標達成をめざしてください。

※ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、施設の利用制限等が必要な期間については、目標値達成は留保します

2 施設の設置目的

- (1)文化センターは、市民の文化活動に寄与し、市民生活の向上と文化、芸術の普及及び振興を図るため設置しています。
- (2)図書館は、図書館法第2条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料の収集、整理及び保存を行い、市民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するため設置しています。

3 施設の概要

- (1)施設名称 阪南市立文化センター・阪南市立図書館(愛称:サラダホール)
- (2)所在地 阪南市尾崎町35番地の3
- (3)開館年度 平成元年度(平成元年11月3日開館)
- (4)敷地面積 7,216.43㎡
- (5)建築面積 3,941.74㎡
- (6)延床面積 6,685.98㎡(内図書館部分 1,797㎡)
- (7)構造 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階建
- (8)主な施設 大ホール(2,238㎡)固定席724席・車椅子席3席
小ホール(186㎡)移動席最大200席、
楽屋、リハーサル室、練習室A、練習室B、和室、展示室、
図書館開架室(849㎡)、視聴覚室、閉架書庫、
郷土資料庫(教育委員会使用)、つながりスペース(旧レストラン部分)
駐車場50台(うち身障者用4台)、駐輪場
- (9)その他施設 ①施設名 阪南市立文化センター・図書館駐車場
②所在地 阪南市尾崎町48番地の4、尾崎町1丁目13-4
③敷地面積 1,205.27㎡
④駐車台数 39台
⑤主な設備 自立案内看板、自立駐車場案内看板、屋外灯等
⑥その他 敷地内にコミュニティーバス運行事業に伴う駐車場(バス3台分・約105㎡)を設置しています。
- (10)開館時間及び休館日
現行の開館時間及び休館日については、別添仕様書を参照してください。
※指定管理者の提案により、教育委員会と協議のうえで必要と認める場合は、開館時間等を変更することができます。

4 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日(5年間)

※この期間は、指定管理者候補者の決定後に市議会の議決により確定します。

5 管理運営方針・管理の基準及び業務内容等

この要項に記載されているもののほか、別途、阪南市立文化センター及び阪南市立図書館指定管理者業務仕様書で定めます。

6 応募できる者

- (1) この募集に応募できる者は、次のいずれかに該当する者としてします。
- ① 指定の期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）。
 - ② ①の法人等を含む複数の法人等により構成されたグループ（以下「グループ」という。）。
- (2) グループでの応募については以下を順守してください。
- ① グループで応募する場合、構成員の中からグループを代表する代表団体を定めること。
 - ② 協定の締結にあたっては、グループの構成員すべてを協定当事者とする。
 - ③ 単独で応募した法人等は、別にグループの構成員としての応募はできない。
 - ④ グループの構成員として応募した法人等は、別に単独、または複数のグループの構成員としての応募はできない。
 - ⑤ 応募書類提出後、代表団体及び構成員の変更は原則として認めない。

(3) 欠格事項

この募集に応募しようとする者（グループ応募の場合にあつては、全ての構成員）は、次に掲げる条件を全て満たすものとしてします。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者として扱いません。また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとしてします。

- ① 阪南市入札参加停止要綱（平成13年阪南市訓令第12号）に基づく入札参加停止若しくは指名回避又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年2月21日決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- ③ 公募開始の日から契約締結までの日において、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑤ 阪南市暴力団排除条例（平成24年阪南市条例第16号）第2条に規定する暴力団、暴力団密接関係者等に該当しない者であること。

- ⑥本業務と同等以上とみなされる業務を提供した実績があること又は本業務に関し、事業者が独自に新たな提案を供する意思があること。
- ⑦指定管理業務を遂行できる体制が整えられていること。
- ⑧団体またはその代表者（(カ)の場合、代表者に準ずる地位にあるものを含む。）が次の者に該当しないこと。
 - (ア) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - (イ) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。
 - (エ) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から2年を経過しない者。
 - (オ) 本市の市議会議員、市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項の委員会の委員または委員である者。
 - (カ) 今回の指定管理者選定委員会委員及び公募事務に関与した者、又はこれらの者と利害関係にある者。
 - (キ) 法律行為を行う能力を有しない者。
 - (ク) 破産宣告を受け、復権を得ない者。
- (4) 過去3年以内(令和4年4月1日基準日)に、ホール・劇場・演芸場・公会堂・ギャラリー・図書館等の文化施設または類似施設の管理運営の実績が必要で
す。

7 指定管理者の募集及び選定スケジュール

募集要項等配布期間 (阪南市ウェブサイト掲載)	5月2日(月)～
応募説明会・現地説明会	5月18日(水)
質疑受付期間	5月19日(木)～24日(火)
質疑回答期間	5月25日(水)～5月27日(金)
応募受付期間	6月6日(月)～15日(水)
提案説明会	6月30日(木)予定
候補者の決定、通知、選定理由の公表	7月中旬
指定管理者の議決	9月議会
指定管理者の引継期間	10月から
指定管理開始日	令和5年4月1日

募集要項や参加申込書等の公募に関する資料・様式などは、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

〔阪南市ウェブサイト〕 <http://www.city.hannan.lg.jp/>

8 応募説明会（現地説明会）の開催

- (1)開催日時 令和4年5月18日（水）午前10時～
- (2)開催場所 阪南市商工会館 3階・研修室
- (3)説明内容 申請方法、指定管理者業務等の説明、施設見学
- (4)参加人数 1団体につき2名以内
- (5)参加申込 別紙応募説明会参加申込書（様式A）を添付して、Eメールで送信のこと。Eメールの件名は、「【(貴社名)】サラダホール指定管理者 応募説明会」としてください。
- (6)送信先 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
メールアドレス：s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp

9 質疑および回答

業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質疑書（様式B）を提出してください。回答は、下記期間内に阪南市ウェブサイトへ順次掲載しますが、質問のあった事業者名は公表しないものとします。なお質疑書は、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

〔阪南市ウェブサイト〕 <http://www.city.hannan.lg.jp/>

- (1)提出方法 件名を「サラダホール指定管理者募集・質疑」とし、質疑書をEメールに添付して送信。送信後に電話連絡してください。
- (2)提出先 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
メールアドレス：s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp
- (3)受付期間 令和4年5月19日（木）～5月24日（火）午後5時まで
- (4)回答日 令和4年5月25日（水）～5月27日（金）

10 応募申請等

指定管理者指定申請書（様式C）に所要事項を記入のうえ、必要書類を添えて受付期間中に持参してください。郵送、FAX、Eメール等による受付は行いません。

なお提出後は、提出された書類の内容を変更することができません。提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効にします。また、本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

(1)提出書類

A 提出書類様式I（様式D～様式H）

B 添付書類（任意様式）

①法人等の場合

- ア 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- イ 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
- ウ 過去3年度分の法人税納税証明書及び消費税納税証明書
- エ 過去3年度分の貸借対照表
- オ 過去3年度分の損益計算書
- カ 過去3年度分の人員表
各決算末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイトは8時間で1人と換算のこと）
- キ 役員名簿及び法人の組織表(令和4年4月1日現在)
- ク 事業活動の状況がわかるパンフレット類等
- ケ 防火対象物防火管理者の資格の写し（1名ただし甲種）

②その他の団体の場合

- ア 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
- イ 令和4年4月1日の属する事業年度の収支予算書及び過去2年度分の収支決算書（合計3年度分）
- ウ 役員名簿（令和4年4月1日現在）
- エ 役員の過去3年度分の市税等納税証明書
- オ 役員の身元証明書及び経歴証明書
- カ 事業活動の状況がわかるパンフレット類等
- キ 防火対象物防火管理者の資格の写し（1名ただし甲種）

③グループでの応募の場合

- ア グループ構成員届出書
- イ 委任状
- ウ 協定書の写し

※なお、グループでの応募の場合、代表団体及び構成員すべての事業者について、上記①の書類もしくは上記②の書類を提出してください。

C 提出書類様式Ⅱ（様式1～様式7）

提出部数は16部(正本1部、副本15部)

※提出書類のうち、副本15部については、名称、マークその他、応募者が特定できる情報は必ず黒塗りしてください。

※提出書類は、パンフレット類等を除き、A4サイズ縦長左綴じフラットファイル等により製本してください。また、ラベル等により、様式番号等を明示してください。

※市民税等が非課税の場合は、非課税を証明する書面を提出してください。

(2) 応募受付期間及び提出方法

- ①受付期間 令和4年6月6日(月)～6月15日(水)
- ②受付時間 午前10時～午後5時
- ③受付場所 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
(阪南市役所2階28番窓口)
- ④提出方法 直接持参すること。

(3) 申請にあたっての留意事項

- ①費用の負担
応募の際に要する費用は、申請者の負担とする。
- ②提供した資料の取扱い
教育委員会が提供した書類等は、応募目的以外の利用を禁じる。
- ③提出書類の取扱い
提出された書類は、返却しない。なお、提出書類については、阪南市情報公開条例の対象となるので了承のうえ提出のこと。
- ④提出書類の著作権の帰属
指定管理者の決定後、指定管理者からの提出書類は、教育委員会が無償で利用できるものとする。
- ⑤応募1団体につき、1提案とする。複数の提案はできない。
- ⑥文化センターの賑いづくりのための目標値として、「大ホールの使用率45% (使用日毎)」「年間施設利用入場者数12万人」、図書館利用の目標値として「利用登録率55% (利用登録者数/住民基本台帳人口)」「実利用率20% (年度内利用者数/住民基本台帳人口)」「年間来館者数18万人」の達成を念頭に提案すること。

1.1 経費に関する事項

阪南市が支払う指定管理料の金額及び支出方法については、年度ごとに締結する協定書で定めます。過去3年間の経費の実績額は応募説明会で提示しますので参考にしてください。

- ① 指定管理料は、年額を分割して市から毎月支払う。
- ② 年間指定管理料の上限額は145,933,000円とする。
- ③ 自主事業、市民団体との共催事業については年額220万円を超える規模のものを円滑に実施すること。
- ④ 年間指定管理料には、物品や施設の年間修繕費300万円を含む。また、年間の執行額が300万円に満たなかった場合は精算する。
- ⑤ 年間指定管理料には、図書館資料購入費710万円(図書は年額700万円以上、電子書籍は年額10万円以上)を含む。また、年間の執行額が71

0万円に満たなかった場合は精算する。

- ⑥ 図書館で使用する図書館システムに係る費用は指定管理料に含まない。(ただし図書館システム運用に必要な消耗品は指定管理料に含む)。
- ⑦ 上記金額は全て消費税(10%)込みの金額とする。
- ⑧ 利用料減免団体の使用料免除額は、実績に基づき別途市が支払う。

1.2 選定の方法及び基準

(1) 選定の方法

学識経験者等で構成する阪南市立文化センター及び阪南市立図書館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、指定管理者候補者の選定を行います。

(2) 選定の基準

指定管理者候補者の選定は、阪南市立文化センター条例第21条第3項および阪南市立図書館条例第10条第3項で定める事項を基準とし、文化芸術の振興及び生涯学習の普及が図られ、施設の管理運営を安定かつ効率的に行うために必要な能力と実績を有するか否かを次の評価項目に基づき評価し、総合的に判断します。

指定管理者評価項目別配点

選定基準	評価項目	配点
① 市民の平等な利用が確保されること	公の施設の公共性・公平性に対する考え方	5点
	市民に対する理念・基本方針、意思の反映、利便性の向上に対する考え方	5点
	個人情報の保護に対する対応方針と社会的弱者への配慮、緊急時の対応	5点
	小計	15点
② 複合施設の一体的な運営による新たな魅力の創出が図られること	管理運営方針	10点
	広報・利用促進計画・集客対策の考え方及び具体的方策	10点
	これまで培われてきた活動を活かした、文化センターと図書館の一体的な運用による新たな魅力の創出について	30点
	小計	50点
③ 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること	団体の組織の状況	5点
	団体の事業実績(過去の事業実績を含む)	5点
	施設の管理運営に必要な資産(財政力)	5点
	職員の人員配置(配置体制・人数・職種・経験年数等)	20点
	職員の研修方針と人的能力の確保	15点
小計	50点	
④ 管理経費の縮減が図られること	指定管理料見積金額による評価。 ・ 35点×応募者の中の最低提案額÷当該事業者の提案額 ＝得点(1点未満切り捨て)	35点
	運営収支計画・経費縮減の考え方及び具体的方策	5点

	収益性向上、安定した収入確保の考え方及び具体的方策	5点
	利用料金設定の考え方	5点
	指定管理者に応募する企業（団体）としての社会貢献に対する考え方	5点
	小計	55点
⑤文化芸術振興が図られること	自主・共催事業の企画内容と収支計画	20点
	ホール各施設の利用・活用の考え方（まちづくりや地域の賑い創出など地域の活性化に結びつく事業企画・展開をふまえて）	15点
	施設の賑わいづくりの提案	
	若年層へのアプローチ	10点
	子育て世代へのアプローチ	10点
	その他の未利用者層へのアプローチ	10点
	他施設との連携の考え方	5点
	小計	70点
⑥図書館の活性化が図られること	図書館の目的と利用・活用の考え方	20点
	図書館サービスを向上させる考え方	15点
	図書館未利用者へのアプローチの方法	
	若年層へのアプローチ	5点
	子育て世代へのアプローチ	5点
	その他の未利用者層へのアプローチ	5点
	図書館と学校園（所）との連携の考え方	10点
学校図書館支援の方策	10点	
	小計	70点
⑦市民との協働に対する考え方	市民（団体）や行政と、どこまで親密なコミュニケーションが図れるか	5点
	市民（団体）や行政と、事業を実施する役割を、どこまで分担できるか	5点
	市民（団体）や行政と計画を立案し、どこまで協議しながら実行できるか	5点
	市民（団体）や行政と協力し、どこまで新たな発想でチャレンジできるか	5点
	小計	20点
	合計	330点

(3) 提案説明会

提出された提案書に基づき、提案説明会を行います。なお、提案説明会は非公開とし、審査結果等についての異議申立ては一切受け付けません。

① 実施日時

令和4年6月30日（木）（予定）

※詳細な実施日時については、各参加者に個別通知する。なお、提案説明会の実施順は、提案書の提出順とする。

② 実施場所

阪南市立文化センター内（予定）

※実施場所は、変更する場合がある。変更する場合は、各参加者に個別に通知する。

③ 所要時間

提案説明 40分以内（準備時間を含む）

質疑・応答 30分程度

※詳細時間割については、後日連絡。

④ 内容

提案書の説明とする。

⑤ 出席者

4人以内とする。

⑥ その他

ア 提案説明で使用する資料は、提出された提案書のみとする。

イ パソコン使用の場合は参加者が持参すること（プロジェクター、スクリーンは本市で用意するが、持参も可。）

(4) 提案説明会の参加資格の確認

提出書類により参加資格の有無について確認します。参加資格を有しないことが明らかな者については、提案説明会実施日までに通知し、提案説明会には参加できません。

(5) 候補者の選定

① 提出書類と提案説明会の結果を基に、評価項目に基づき選定委員会において総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。

② 選定委員（全9名）の配点合計のうち、最高点と最低点を除いた7名分の評価点の合計を、当該応募者の総合点とする。

（満点：330点×7名＝2,310点）

③ 総合点が最も高い順に指定管理者の候補者を選定する。なお、同点の場合は、選定委員会の委員長が候補者順位を決定する。

④ 総合点が満点の60%（1,386点）に満たない場合、指定管理者の候補者は選定しない。

(6) 候補者の決定および通知

選定委員会は、選定結果を教育委員会に報告し、その後、教育委員会から報告を受けた阪南市長が、選定結果報告に基づき指定管理者候補者を決定し、応募団体に文書で通知します。

(7) 選定結果の公表

選定結果については、提案説明会に参加した全ての者に文書により通知します。また、令和4年7月以降、本市ウェブサイトで、本提案説明会に参加した

全ての団体名を、このうち指定管理者候補者第1位及び第2位の者については得点を含めて公表します。

なお、審査（選定）結果等についての異議申立ては、一切受け付けません。

(8) 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において第2位となった者から順に候補者を決定できることとします。

1.3 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者候補者と仮協定書の締結

阪南市長と指定管理者候補者は、指定管理者に指定されるまでの間は仮協定書を締結します。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、議会(9月議会予定)の議決後、議決のあった候補者を指定管理者に指定します。

(3) 指定管理者との協議

指定管理者の指定後、教育委員会と指定管理者とが協定の具体的な内容について協議を行います。

(4) 協定の締結

施設の管理及び事業執行について、阪南市と指定管理者との間で協定を締結します。協定は、指定期間を期間とする基本協定と年度ごとに締結する年度協定の二本立て協定とします。

(5) 協定事項

①施設の名称及び所在地

②指定期間及び協定期間

③管理の業務の範囲

管理する施設及び設備の範囲、業務の範囲等

④管理の基準

休館日、開館時間の変更等

⑤事業計画及び収支予算

事業計画、収支予算、利用料及び利用料金の収納等

⑥市と指定管理者との負担区分

管理の業務に要する経費の負担区分、危険分担等

⑦再委託

基幹業務の再委託禁止等

⑧事業報告

⑨施設の適正な管理

教育委員会と指定管理者との協議、教育委員会への業務・経理状況に関する報告、教育委員会の実施調査、必要な指示

⑩運営組織の設置

⑪指定の取消し及び業務の停止

指定の取消し及び業務の停止に該当する行為、手続等

⑫秘密の保持

⑬個人情報の保護

⑭情報公開

⑮事務引継及び物品等の帰属

指定期間満了、指定の取り消し等の場合の事務引継及び物品、文書、個人情報等の帰属等

⑯その他教育委員会が必要と認める事項

14 問い合わせ

〒599-0292 阪南市尾崎町35番地の1
阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
担当 岡田、甘庶^{かんじや}
電話 072-471-5678 (内線2342)
FAX 072-473-3504
E-mail s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp